

標準引越運送約款の改正について

(平成30年6月1日施行)

標準引越運送約款等の改正の背景

1. 標準引越運送約款の適用対象の拡大について(改正概要①参照)

- 今後、単独世帯数の増加が見込まれ、1台のトラックで複数の引越利用者の荷物を運送する積合せ運送による引越の増加が予想される。
- 積合せ運送による引越についても、見積もりを行うなど通常の1台貸切りによる引越運送と同様の形態となっている。

2. 見積書の記載内容の確認日及び解約・延期手数料について(改正概要②参照)

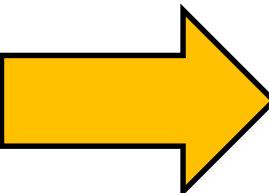
- 運転者不足等が課題となっており、人や車両の確保が非常に困難となっている。
- 引越事業者は引越の3日前以前から車両及び作業員の手配を行っている場合もあり、2日前の時点で解約・延期が生じた場合、他の仕事を受注することが困難であることから、引越の2日前～当日に解約・延期が生じた場合には、運転者や作業員を他で活用することが難しく、損失が発生している。
- 他のモードと比較しても引越約款における解約・延期手数料率は低く設定されている。

標準引越し運送約款の改正概要①

1. 標準引越し運送約款の適用範囲が拡大されます。

改正前

車両を貸切って行う引越し
(イメージ①)



改正後

車両を貸切って行う引越し(イメージ①)
+
1台で複数の引越しを行う場合の
引越し運送(イメージ②)

<イメージ①: 貸切引越のイメージ>



<イメージ②: 積合せ運送による引越しのイメージ>



改正における留意点

- ロールボックスパレット等の容器単位での価格設定となっている単身者向け引越サービス等については、引越運送約款によらない旨を引越事業者が予め告知した場合は適用されません。

<単身者向け引越に使用されるロールボックスパレット等のイメージ>



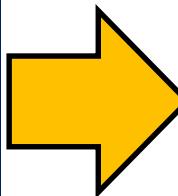
標準引越し運送約款の改正概要②

2. 見積書記載内容の確認日及び解約・延期手数料率が変わります。

①見積書の内容の確認日について

改正前

見積書に記載した荷物の受取日の二日前までに、見積書の記載内容の変更の有無等について確認



改正後

見積書に記載した荷物の受取日の三日前までに、見積書の記載内容の変更の有無等について確認

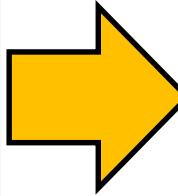
②解約・延期手数料について

改正前

- 引越当日の解約・延期
→運賃の20%以内

- 引越前日の解約・延期
→運賃の10%以内

- 引越前々日の解約・延期
→無し



改正後

- 引越当日の解約・延期
→運賃及び料金の50%以内

- 引越前日の解約・延期
→運賃及び料金の30%以内

- 引越前々日の解約・延期
→運賃及び料金の20%以内

(参考)他モードとの解約・延期手数料率の比較

サービス名	解約日・解約料金				備考
【引越運送(改正前) (標準引越運送約款)	～2日前		前日	当日	
	なし		運賃の <u>10%</u> 以内	運賃の <u>20%</u> 以内	
【引越運送(改正後) (標準引越運送約款)	～3日前		前日	当日	
	なし	運賃及び料金の <u>20%</u> 以内	運賃及び料金の <u>30%</u> 以内	運賃及び料金の <u>50%</u> 以内	
【貸切バス】 (一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款による)	14日前～8日前	7日前～前日(配車日時の24時間前)			当日 (配車日時の24時間前以降)
	運賃及び料金 <u>の20%</u>	運賃及び料金の <u>30%</u>			
【旅行】 (標準旅行業約款による募集型企画旅行の国内旅行の場合)	旅行の前日から起算して 20日前～8日前 ※日帰り旅行は10日前～8日前	旅行の前日から起算して 7日前～2日前		前日	当日 旅行開始後及び無連絡不参加の場合、旅行代金の100%
	旅行代金の <u>20%</u> 以内	旅行代金の <u>30%</u> 以内		旅行代金の <u>40%</u> 以内	
【宿泊】 標準約款無し (ホテル4者の場合(宿泊者14名までの例))	～2日前		前日	当日	事前連絡なく不泊の場合、宿泊料金の100%
	なし		宿泊料金の <u>20%</u>	宿泊料金の <u>80%</u>	
【レンタカー】 標準約款無し (レンタカ一事業者大手4者における乗用車の例)	～7日前	6日前～3日前	2日前～前日		上限6,000円
	なし	基本料金の <u>20%</u>	基本料金の <u>30%</u>		
※平成29年11月1日現在					

標準引越し運送約款が改正されました!



平成30年6月1日より

引越しの 契約ルールが 変わります。

消費者ニーズの多様化やドライバー、作業員不足等の課題に
対応するため、解約・延期手数料の見直し等、標準引越し運送
約款が改正されました。

改正
1

見積書の記載内容の確認日及び
解約・延期手数料率が変わります。

この改正により、直前の解約・延期が抑制され、事前に手配した車両やドライバー等が
活用できない事態を防ぐことなどを期待しております。

見積書の記載内容の確認日について

改正前

見積書に記載した荷物の受取日の**2日前**までに、見積書の記載内容の変更の有無等について確認

改正後

見積書に記載した荷物の受取日の**3日前**までに、見積書の記載内容の変更の有無等について確認



解約・延期手数料について

改正前

- 引越し当日の解約・延期 → **運賃の20%以内**
- 引越し前日の解約・延期 → **運賃の10%以内**
- 引越し前々日の解約・延期 → **無し**

改正後

- 引越し当日の解約・延期 → **運賃及び料金の50%以内**
- 引越し前日の解約・延期 → **運賃及び料金の30%以内**
- 引越し前々日の解約・延期 → **運賃及び料金の20%以内**



改正
2

標準引越運送約款の適用範囲が拡大されます。

この改正により、単独世帯の引越などで利用されている「積合せ運送による引越」にも、標準引越運送約款が適用されることになります。

改正前

貸切引越

車両を貸切って行う引越

貸切引越のイメージ



改正後

貸切引越

車両を貸切って
行う引越

積合せ運送

1台で複数の
引越を行う

積合せ運送による引越のイメージ



改正に
おける
留意点

ロールボックスパレット等の容器単位での価格設定となっている単身者向け引越サービス等については、標準引越運送約款によらない旨を引越事業者が予め告知した場合は適用されません。



単身者向け引越に使用されるロールボックス・コンテナ等

経過措置

平成30年6月1日より前に見積書が作成された引越運送については、平成30年6月1日以降に実際の引越が行われる場合であっても、改正前の引越運送約款が適用されることとなります。

平成30年に改正された最新の「標準引越運送約款」を よく確認しましょう。

運送事業者は、国土交通省が定めた「標準引越運送約款」に基づくルールにより引越を行います。この約款は、見積時にお客様に提示することになっていますので、必ず内容をご確認下さい。
「標準引越運送約款」の全文は全日本トラック協会のホームページにも掲載しています。

※一部の事業者は認可を受けた独自約款を使用しています。



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会



全日本トラック協会が認定する「引越安心マーク」は、下見・見積り・確かな作業など、「引越のルール」を守る事業者であることのしるしです。

くわしくは、[引越安心マーク](#)で検索